

古賀市子ども・子育て支援条例 逐条解説（案）

平成30年 月

古賀市保健福祉部子育て支援課

<目次>

前文	1
第1章 総則（第1条—第3条）	2
第1条（目的）	2
第2条（定義）	2
第3条（基本理念）	4
第2章 市の責務等（第4条—第10条）	6
第4条（行動計画）	6
第5条（連携体制の構築）	6
第6条（機会等の提供）	7
第7条（施設の充実等）	7
第8条（安全対策）	8
第9条（啓発）	8
第10条（児童虐待への対応）	9
第3章 役割・大切にすること（第11条—第16条）	10
第11条（市民等の役割）	10
第12条（学校等の役割）	11
第13条（地域団体の役割）	11
第14条（事業者の役割）	12
第15条（保護者の役割）	13
第16条（子どもが大切にすること）	13
第4章 人権教育の推進（第17条）	15
第17条（人権教育）	15
附則	16

前 文

未来をつくる子どもたちは、ひとりの人間としてかけがえのない存在であり、また古賀市のかけがえのない「宝」であり、「未来への希望」です。

私たちは、子どもたちが家族や友人、地域の深い愛情に包まれて育ち、夢をかなえ、社会の一員として、将来に向かって羽ばたいてほしいと願っています。

しかし、近年、少子化や子どもの貧困、児童虐待等子どもを巡る様々な問題が生じており、子どもが健やかに成長するための環境をつくり上げていくことが求められています。

子どもは、まちの未来を築くかけがえのない存在であり、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を地域で支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。

古賀市では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのため、子育て支援を進めていますが、日々変化する環境に対応していくためには、さらなる支援に取り組むことが必要です。

については、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、あらゆる可能性を秘めた子どもが健やかに成長するための環境をつくり、子どもの生きる力を育むための子育て支援に古賀市全体で取り組み、実現していくためにこの条例を制定します。

【解説】

条例を制定するにあたって、基本的な考え方を明らかにするために前文を置いています。前文は条例制定に係る背景や趣旨、目的などを記載しており、各条文を定める上での基本的な考え方となるものです。

【用語解説】

○児童の権利に関する条約…

1989年秋の国連総会にて全会一致で採択された条約で、日本は1990年9月21日にこの条約に署名し、1994年4月22日に批准しています。「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの包括的権利を保障するとともに、子どもにとって一番よいこと（最善の利益）は何かということを考えなければならないとうたっています。

日本国憲法も、基本的人権を尊重しており、同様の考え方に立っています。

○生きる力…

「知・徳・体のバランスのとれた力」のことをいい、文部科学省が定義している内容と同義です。変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切であり、学校等・家庭・地域が相互に連携しながら社会全体で育むことが必要です。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、子育て支援についての基本理念を定め、市の責務並びに市民等、学校等、地域団体、事業者及び保護者の役割並びに子どもが大切にすること等の子育て支援を総合的に推進していくための基本的事項を明らかにすることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

条例の目的について定めたものです。

条例制定の趣旨は、前文で述べていますので、1条では、簡潔に「安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できる社会の実現」が目的であることを記載しています。

そのために、本条例では子育て支援を総合的に推進していくための基本的な理念を定め、市、市民等、学校等、地域団体、事業者、保護者それぞれの役割を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と同等と認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 学校等 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、学童保育所、障害児支援施設その他これらに類する機関をいう。
- (4) 地域団体 自治会、校区コミュニティ、子ども会育成会、特定非営利活動法人その他の地域で活動する団体をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は団体（地域団体を除く。）をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、事業者及び地域団体に属する者をいう。
- (7) 子どもの問題 児童虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困その他の子どもに関する問題をいう。

【解説】

条例で用いる用語の定義について定めたものです。

1. 子ども

第1号の「子ども」は、18歳未満という年齢要件を満たす全ての人をいいます。加えて、18歳未満と同等と認めることが適当な場合、例えば、高校生で在学中に18歳を過ぎる場合でも、卒業までは他生徒と同様に対象としています。また、市内に居住する者だけでなく、市内の学校等に通学する者も含んでいます。さらに、婚姻による成年擬制により成年同様の法律行為や親権の行使をなしうる場合でも、状況によっては子どもの立場もあるため、年齢要件を満たしていれば対象としています。

2. 保護者

第2号の「保護者」は、子どもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死別等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、子どもを実際に監護している里親や児童養護施設の長なども含まれます。

3. 学校等

平成30年4月現在、本市では第3号の「学校等」は以下の施設等をいいます。

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に「学校」として規定されるもののうち「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校」
- ②児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に「児童福祉施設」として規定されるもののうち「保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設」
- ③児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援」、同法第6条の2の2第4項に規定する「放課後等デイサービス」を行う事業所
- ④児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う「放課後児童クラブ（学童保育所）」、同法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う「子育てサロンなど」、同法第6条の3第16項に規定する病児保育事業を行う事業所
- ⑤さらに、上記のほか、これらに類する施設として、「届出保育施設」など

4. 地域団体

- ①自治会とは、古賀市まちづくり基本条例第2（3）に定義される自治会と同義で、良好な地域社会をつくるため、市内の一定区域内の市民によって主体的に組織された団体をいいます。
- ②校区コミュニティとは、古賀市まちづくり基本条例第2（4）に定義される校区コミュニティと同義で、良好な地域社会をつくるため、市内の小中学校区内の市民、自治会及びその他の団体等によって主体的に組織された団体をいいます。
- ③子ども会育成会とは、子どもたちの健やかな成長を目的として、地域で遊びなど

の活動を行うおおむね小・中学生を構成員とし、地域を基盤とした異年齢の集団をいいます。

④特定非営利活動法人その他の地域で活動する団体とは、地域を拠点に任意に子育て支援活動を行うNPO法人やボランティア団体、サークル等をいいます。

5. 事業者

個人、団体に関わらず市内で事業を営む事業者全てをいいます。なお、地域団体は、別に定義しているため「事業者」からは除きます。

6. 市民等

市内に居住している個人（市民）だけでなく、市内に通勤、通学する個人、市内に事務所を有する事業者や地域団体に属する個人などをいいます。

7. 子どもの問題

児童虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困など、子どもに関する社会問題全般を「子どもの問題」と本条例では総称していいます。

（基本理念）

第3条 子育て支援は、次の事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重されること。
- (2) 市、市民等、学校等及び地域団体は、共働で子育て支援に取り組むこと。
- (3) 市は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生きる力を養い、健やかに成長することができる環境の整備に取り組むこと。

【解説】

本条例の基本理念を定めたものです。

総合的に子育て支援を推進していく上で前提となる3つの理念を掲げています。

基本理念1

子育て支援を進める上で最も重要なことは、何よりも子どもの健やかな成長と自立が図られることであり、そのためには、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの人権が尊重される社会、子どもの最善の利益が考慮される社会を目指す必要があります。

児童福祉法第1条では、「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保

障される権利を有する。」と規定されており、本条例においても、平成6年に日本が批准した児童の権利に関する条約、日本国憲法に定める基本的人権の尊重、児童福祉法の基本的事項を踏まえ、子育て支援を推進します。

基本理念2

子育て支援を進める上で重要な理念として、子育てを保護者や家庭だけに任せるのではなく、市、市民等、学校等、地域団体の社会全体で共働して取り組むことと定めています。

これは、本条例前文にもあるように、子どもはまちの未来を築くかけがえのない存在であり、子ども・子育てを支援することは、地域社会にとっても重要なことだからです。

基本理念3

上述のように、子育て支援は、市、市民等、学校等、地域団体と共働して取り組むことが重要ですが、特に市としての役割を明記することで、市としての決意を表しています。

市では、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが生きる力を身につけながら健やかに成長していけるような環境づくりに取り組みます。

【用語解説】

○共働・・・

市、市民等、学校等、地域団体及び事業者が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざす自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、子育て支援に取り組むことをいいます。

第2章 市の責務等

(行動計画)

第4条 市は、基本理念に基づき、子育て支援についての行動計画を策定し、子育て支援を総合的に推進しなければならない。

【解説】

第2章は、本条例を推進していくにあたって、市の責務等について定めています。

4条では、市が、3条の基本理念に基づき、子どもや子育て支援に関する行動計画を策定し、総合的に子育て支援を推進することを定めています。

市は、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するために、「古賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、この計画を本条例に基づく行動計画と位置づけています。

なお、同計画は、学識経験者をはじめ、保護者や子どもに係わる各種団体関係者、事業主を代表する者、公募市民で構成する「古賀市子ども・子育て会議」による審議を経て策定されたものであり、計画の進行管理にあっても、計画策定後に新たに事業化された取り組みも含め、同会議で調査・審議し、評価しています。

(連携体制の構築)

第5条 市は、子どもの権利、安全及び健やかな成長が守られるよう、学校等その他の子どもに関わる機関に係る連携体制の構築に努めなければならない。

【解説】

市の責務として、子どもに関わる機関の連携体制の構築について定めたものです。

子どもの権利をはじめ、子どもの安全、健やかな成長が保障されるように、市は、学校等や子どもに関わるあらゆる機関との連携体制の構築に努めることとしています。様々な機関がそれぞれの立場で連携・協力することで、よりきめ細やかな子どもへの対応、子育て支援を推進します。

(機会等の提供)

第6条 市は、子どもの体験活動及び知識習得等の機会の提供に努めなければならない。

- 2 市は、子どもの居場所の提供に努めなければならない。
- 3 市は、保護者に対し、子育てに関する知識習得の機会及び子育てに関する情報の提供に努めなければならない。
- 4 市は、保護者同士の交流の機会の提供に努めなければならない。
- 5 市は、子どもの問題や子育てに関する相談の機会の提供に努めなければならない。

【解説】

市の責務として、子どもと保護者それぞれへの機会や場所等の提供について定めたものです。

第1・2項では、子どもの生きる力を育むことに役立つ機会等の提供について記載しています。具体的には、総合的な学習事業（体験型学習・情報教育・模範意識教育）やこども体験広場事業、職業体験学習事業などの体験活動や知識などの習得の機会の提供や、児童センターやつどいの広場、アンビシャス広場、学童保育所などの、子どもが安心して過ごすことができる居場所の提供に努めます。

第3・4項では、安心して子育てができるような保護者への機会等の提供について記載しています。子育てに関する知識や技術の習得の機会や携帯端末などを活用して気軽に子育て関連情報が得られるような機会の提供、子どもだけでなく保護者同士が楽しく交流できるような機会の提供などに努めます。

第5項では、市による子どもの問題や子育てに関する相談体制について記載しています。市では人権擁護委員や行政相談委員による相談の他、各部署による相談窓口の設置、隣保館での取り組み、学校のスクールソーシャルワーカーの派遣等により相談体制の充実に努めます。

(施設の充実等)

第7条 市は、子どもが利用する施設の充実及び子育て支援に関する人材育成に努めなければならない。

【解説】

市の責務として、子どもが利用する施設の充実等を図るよう定めたものです。

市では、保育や幼児教育のニーズの高まりに対応する適切な施設の充実に努めるとともに、子どもたちの生きる力を育むため、子どもたちの発達段階に応じて、安全に学び、遊ぶことができるよう保育サービスの充実や子育て支援に係わる人材の育成等にも努めます。

(安全対策)

第8条 市は、関係機関と協力して、犯罪及び交通事故その他子どもの安全を阻害することについての対策を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

市の責務として、子どもの安全を確保するための対策について定めたものです。

市は、警察等の機関と協力して、犯罪、交通事故その他子どもの健全な成長を阻害する危険等から子どもたちを保護するための対策を講じるよう努めます。

通学路の整備や不審者情報への対応、子ども110番や見守り隊などの地域と連携、犯罪や交通事故の防止に対する子どもへの教育などを行い、子どもの安全を守るよう努めます。

(啓発)

第9条 市は、子どもが保護者と豊かな家庭生活を送ることができるよう、市民等、学校等、地域団体及び保護者の役割について啓発に努めなければならない。

【解説】

市の責務として、子どもが保護者の豊かな家庭生活を送ることができるように、地域社会全体で子育てや子育て支援への理解を深めるよう、それぞれの役割について、社会に訴えかけていくことを定めたものです。

子どもにとって、家庭や保護者との関係は、心身の成長や人格形成など、成長に影響を与える大切なものです。そのため、子育て中の保護者は、仕事と家庭生活の調和を取り、仕事と生活の両方を充実させ、子どもとの温かく豊かな家庭生活を送ることが求められますが、現状は実現が難しい状況があります。

市では、休日保育や病児・病後児保育などの保育サービスの充実等により、多様な働き方に対応した子育て支援策に取り組むと共に、仕事と家庭生活の調和について理解を深めるために、広報紙や公式ホームページ、報道機関を通じた記事等の掲載のほか、本条例を分かりやすく紹介するパンフレットの作成・配布、出前講座の実施等により、啓発活動に努めます。

(児童虐待への対応)

第10条 市は、児童虐待の発生予防、早期の発見及び対応のために、支援体制の充実に向けた取組を推進しなければならない。

2 市は、市民等、地域団体及び学校等その他関係機関から提供された児童虐待の情報に適切に対応するものとする。

3 市は、虐待を受けた子どもに適切な支援を行うよう努めなければならない。

【解説】

市の責務としての児童虐待への対応について定めたものです。

「児童虐待」は、子どもに関する問題の中でも、特に著しい人権侵害であり、子どもの心身の成長だけでなく、場合によっては生命の危険さえ懸念されます。

このため、市では、児童虐待の防止等に関する法律に基づき取組を行っていますが、改めて本条例でも、虐待の予防、早期発見、関係機関との連携による支援体制の充実に向けた取組を推進することを記載しています。

また今後とも、市は、児童虐待に関する様々な情報等に対し、迅速に適切に対応すると共に、虐待を受けた子どもに対して、一時保護や関係機関でのケアを十分に行い、適切な支援を行うよう努めます。

第3章 役割・大切にすること

(市民等の役割)

- 第11条 市民等は、子ども・子育て支援への理解を深め、子どもを見守り、子育て家庭の支援に努めるものとする。
- 2 市民等は、自らの言動が子どもに与える影響の大きさを自覚し、子どもの模範となるよう努めるものとする。
 - 3 市民等は、子どもの問題に関心を持ち予防に努めるものとする。
 - 4 市民等は、特別な支援が必要な子どもへの理解を深めるよう努めるものとする。
 - 5 市民等は、市、学校等及び地域団体が行う子育て支援についての取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや子どもが健やかに成長できる社会の実現に関し、期待される市民等の役割を定めたものです。

子どもが健やかで豊かな人間性を育む場の基本の生活の場は家庭ですが、状況によっては、子育ては保護者や家庭だけでは苦勞することもあります。

市民等は、子どもの特性や子育て中の保護者や家庭の抱える思いに心を寄せ、子どもを温かい気持ちで見守り、できる範囲で子育て中の保護者や家庭を支援するよう努めることで、子どもたちの健やかな成長や、子育て中の保護者や家庭の不安感や孤立感の軽減の一助となります。

また、それぞれの市民等が、自分の言動が子どもに与える影響を自覚して、子どもの模範となるよう努めることで、それぞれの市民等なりの子育て支援につながります。

また、児童虐待やいじめ、不登校など子どもを取り巻く問題に関心を持つよう努めることで、これらの問題の予防につながります。

さらに、障がいなどで特別な支援が必要な子どもについても、市民等が、その子一人ひとりの障がいの状況について理解を深めるよう努めることで、その保護者や家庭の育児環境の改善につながります。

上述のような子どもや子育てへの関心や理解、支援は市民等個々の立場でもできますが、市や、学校等、地域団体が行う支援にも可能な範囲で協力していただくことで、私たちのまちの未来を築くかけがえのない子どもたちの支援を市全体で取り組む機運の醸成につながると考えます。

【用語解説】

特別な支援が必要な子ども・・・

身体的障害、知的障害、精神障害、PDD（広汎性発達障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・LD（学習障害）などの発達障害、治療方法が確立していない疾病などの難病

を抱える子どもなどをいいます。

（学校等の役割）

第12条 学校等は、子どもの健やかな成長のため、その発達及び年齢に応じた学びの場としての環境を整え、教育の充実に努めなければならない。

2 学校等は、学校等相互に、並びに保護者、市民等及び地域団体と協力し、子どもが生きる力を身に付けられるような教育環境づくりに努めなければならない。

3 学校等は、子どもの問題の未然防止、早期の発見及び対応に努めなければならない。

【解説】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや子どもが健やかに成長できる社会の実現に関し、学校等の役割を定めたものです。

学校等の施設では、子どもの健やかな成長のために発達や年齢に応じて必要な環境を整え、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」を身につけ、子どもが自ら生きる力を育むことができるよう教育の充実に努めていく必要があります。

学校等は、相互に連携し、また保護者や市民等、地域団体とも協力し合いながら、子どもが自ら生きていく力を身につけられるような教育環境づくりに努めます。

また、学校等は、子どもたちが長い時間を過ごす場所でもあるため、児童虐待等を防止し、早期発見、適切な対応が求められます。

（地域団体の役割）

第13条 地域団体は、保護者から子ども又は子育てについての相談があったときは、その相談に応じ、助言、関係機関の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 地域団体は、市民等が自主的に行う子育て支援のための取り組みに協力するよう努めるものとする。

3 地域団体は、子どもが豊かな心、生きる力及び社会性を養うための体験活動及び知識習得等の機会を提供するよう努めるものとする。

4 地域団体は、子育て支援において相互に連携するよう努めるものとする。

【解説】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや子どもが健やかに成長できる社会の実現に関し、地域団体の役割を定めたものです。

地域団体の活動の中で、子どもに関することや保護者から相談等があったときは、団体の特性を活かしたアドバイスや支援をしたり、対応が難しい場合は市をはじめとした関係機関を紹介するといった支援に努めるよう定めています。

また、市民等の自主的な子育て支援の取組に支援するよう努めることや、居場所の提供や体験活動の実施、学習支援などの機会を提供するよう努めることで、子どもの豊かな人間性や生きる力、社会性を身につけることにつながることを期待しています。

また、地域団体同士が、子育て支援の取組みを相互に連携に努めることで、より効果的な支援の輪が広がると考えます。

(事業者の役割)

第14条 事業者は、子育てにおける保護者の役割を理解し、仕事と子育てとが両立できるよう、労働環境の整備に努めるものとする。

【解説】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや子どもが健やかに成長できる社会の実現に関し、事業者の役割を定めたものです。

安心して子どもを生み育てるには長時間労働の見直しなどの働き方改革により、仕事と生活の調和を実現することも重要です。そのためには、事業者が子育て中の従業員等への理解を深めることが大切であり、事業者にとっても子育て中の従業員等の労働環境を整備することで仕事の意欲向上や人材確保にもつながることが期待されます。

また、市、学校等、地域団体が行う支援にも可能な範囲で協力していただくことで、私たちのまちの未来を築くかけがえのない子どもたちの支援を古賀市全体で取り組む機運の醸成につながると考えます。

(保護者の役割)

第15条 保護者は、自らが子育てにおいて最も重要な責任を担うことを自覚し、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもが自らを大切にすることを心持ち、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けられるよう、愛情を持って育てるよう努めるものとする。

3 保護者は、子どもと地域との関わりが子どもの健やかな成長に資することに鑑み、子どもが地域と関わる機会を提供するよう努めるものとする。

【解説】

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや子どもが健やかに成長できる社会の実現に関し、保護者自身の役割を定めたものです。

児童福祉法第2条には、保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています。

子どもは市の宝であり、子育てを社会全体で取り組むことで、子どもの人生がより豊かなものになりますが、とはいえ、子どもたちを養育することに最も重要な責任を持っているのは保護者です。このことを保護者自身が忘れずに自覚し、責任を持って子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めることが期待されます。

保護者は、子どもの権利を侵害することなく、子ども自身が自分を大切に感じられるよう育み、子どもの個性や年齢に応じて、衣食住に関わる基本的な生活習慣から社会の一員として必要な規範まで身につけられるよう、愛情を持って育てていくよう努める必要があります。

また、子どもは大切な家族の一員であると同時に、大切な社会の一員でもあります。地域社会との関わりや結びつきは、社会の一員としての子どもにとって大切なことであるため、保護者は子どもが多様な世代や同世代の子ども同士との交流・体験につながる地域との関わりを持つ機会を提供することが期待されます。

(子どもが大切にすること)

第16条 子どもは、その発達及び年齢に応じて、次に掲げる事項について大切にすることとする。

- (1) 自らを大切にし、自らの権利について考えること。
- (2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重すること。
- (3) 遊び及び学びを通して、社会性を養い、社会の一員として規範を守ること。
- (4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。

【解説】

未来への希望であり、市の宝である子どもが健やかに育まれるよう、市全体で子育て支援に取り組む中で、子ども自身が大人になる過程で大切にしたいことを

定めています。

まずは、自分自身を大切にしてほしいということです。「自分なんて」と卑下することなく、自分が持っている権利を知り、「自分は社会にとって必要な存在だ」ということを忘れないでほしいと願っています。

また、それと同じように、他人に対する思いやりの気持ちを持って、自分と同じように、社会にとって大切な存在としての他人に思いをはせ、同じように権利を持っていると尊重するよう心がけて欲しいと思います。

ずっと一人だけで生きて行ける人はいません。みんな社会の中で生きています。遊びながら、学びながら、社会の中で生きているということを感じ、必要な社会規範を知り、生きていく力を、自分の人生を自分で歩く力を養って欲しいと願っています。

第4章 人権教育の推進

(人権教育)

第17条 市は、子どもの人権を尊重する心を育むため、幼児期からの継続した人権教育を推進するよう努めなければならない。

2 学校等は、子どもの人権感覚を養い、人権意識を高揚させるため、その発達及び年齢に応じた人権教育に取り組むよう努めなければならない。

3 学校等は、人権教育に関する教職員の研修に取り組むよう努めなければならない。

4 市民等は、子どもの人権を尊重する心を育むため、子どもの模範となるよう努めるものとする。

【解説】

差別のない社会の実現に向けて、子どもに対する人権教育を推進することを定めたものです。

市では、人権施策基本指針をはじめ、関係法令に基づき、子ども自身が自分の権利を尊重する心を持てるよう、幼少期から継続した人権教育の推進に努めます。

学校等では、発達に応じた人権教育を推進し、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得し、日常生活のあらゆる場面において、人権への配慮ができるように人権感覚の育成に努めます。

また、学校等では、教員をはじめとした職員が人権の理念に対する認識と人権感覚を高め、子どもが自らの存在の大切さや認められていることが実感できるように人権教育の取り組みに努めると共に、古賀市学校人権教育研究協議会など通じて、人権教育に関する教職員の研修に取り組むよう努めます。

市民等は、子ども自身が自分の権利を尊重する心を持てるよう、一人ひとりが個々の人権を尊重し合い、人権に関しても子どもの模範となるよう努めることが期待されます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定している古賀市子ども・子育て支援事業 計画は、第4条の規定により策定した行動計画とみなす。